

令和8年2月定例会

福祉環境委員会における部長説明要旨

令和8年3月12日（木）
第2委員会室

環境生活部

環境生活部長の湯川でございます。

委員の皆様方には、環境生活行政の推進にあたりまして、日頃から格別の御理解と御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、御審議をいただきます案件について、御説明申し上げます。

議案第1号「令和8年度和歌山県一般会計予算」について、令和8年度予算の議案書4頁を御覧ください。

環境生活部では、県民誰もが住み慣れた地域で健やかに、いきいきと暮らせる社会づくりを目指し、生活環境や県民の暮らしを守る施策に取り組んでまいります。

そのための令和8年度環境生活部の当初予算としまして、

第2款 総務費のうち

環境生活部所管分として 6億4,075万4千円

第4款 衛生費のうち

環境生活部所管分として 23億996万5千円

合計 29億5,071万9千円をお願いしております。

詳細につきましては、後ほど各課長から御説明いたしますので、主要な施策の概要について御説明申し上げます。

まず、脱炭素化の推進につきましては、本県の脱炭素化をさらに推進するため、市町村が実施する住民向けの太陽光発電設備・蓄電池等の導入補助事業への取組を支援するとともに、県民一人ひとりが脱炭素の必要性を理解し、行動変容につながる事業に取り組んでまいります。

次に、環境衛生研究センターの再整備につきましては、土壌汚染により延期していた旧施設の解体工事を、対策を講じたうえで進めてまいります。

次に、ツキノワグマへの対応につきましては、クマが人の生活圏に出没した際の市町村等による緊急対応に対する支援や、猟友会等の関係者に対する研修会を開催するなど、関係者との連携をより一層強化し県民の安心・安全を確保してまいります。

次に、廃棄物の適正処理の推進につきましては、不法投棄を防ぐため、監視カメラの設置やパトロールの実施を行うとともに、産業廃棄物処理業者への立入検査や指導を行ってまいります。

また、「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」に基づき、ごみの散乱を防ぐための教育・啓発及び環境監視員による取締りを進めてまいります。

次に、災害廃棄物処理対策につきましては、大規模災害時に災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図るため、毎年実施している県、市町村、関係団体の職員を対象とした勉強会や仮置場の設置運営に関する実地訓練により、対応力を強化してまいります。

次に、ごみ処理の長期広域化・集約化につきましては、持続可能な廃棄物の適正処理体制を構築するため、市町村の意見も踏まえながら、県が主体となって、「長期広域化・集約化計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、生活環境の保全につきましては、県内の大気や水質の状況を継続的に測定するとともに、事業場に対する立入検査や指導を行うことで、汚染発生の未然防止に取り組んでまいります。

次に、安全・安心に暮らせる社会の実現につきましては、

犯罪被害者やそのご家族等の負担軽減を図るため、相談窓口を一元化した体制を構築するなど、犯罪被害者等への支援を充実させてまいります。

次に、水道の基盤強化につきましては、将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、DX技術を活用した漏水調査を契機とし広域連携を推進するとともに、市町村に対し強靱で持続可能な水道システムの構築を働きかけてまいります。

次に、動物愛護の推進につきましては、野良猫などによる生活環境への被害と、殺処分される不幸な猫をなくすため、地域猫対策の推進と新たな飼い主への譲渡を促進してまいります。

また、適正飼養への理解を深めるため、動物愛護センターについて、デジタル技術を活用した施設機能の充実を図ってまいります。

続きまして、条例案件について、条例等の議案書19頁を御覧ください。

19頁の議案第39号「和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地域環境保全に関する施設の計画の策定に要する経費の財源にあてることができるよう改正を行うものです。

次に、20頁の議案第40号「和歌山県環境影響評価条例の一部を改正する条例」につきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律等の一部改正に伴い、海洋環境等調査方法書の案に対する知事意見に係る手続の整備を行うとともに、所要の改正を行うものです。

次に、22頁の議案第41号「和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」につきましては、公益信託ニ関スル法律の全部改正及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の一部改正に伴い、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で行う仕組みとなるため、規定の整備を行うものです。

次に、23頁の議案第42号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」につきましては、食品衛生法施行規則の一部が改正されたことに伴い、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業施設の設備基準を追加するものです。

最後に、当初予算説明書「雑」の17頁を御覧ください。

「事項 27 令和8年度ごみ処理の「長期広域化・集約化計画」策定」にかかる委託料といたしまして、2,266万円の債務負担をお願いするものです。

以上で、今議会に提出しております議案等の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和8年2月定例会

福祉環境委員会における課長説明

脱炭素政策課	1 P
自然環境課	3 P
循環型社会推進課	4 P
環境管理課	5 P
県民生活課	6 P
生活衛生課	8 P

令和8年3月12日(木)

第2委員会室

環境生活部

(脱炭素政策課長説明)

脱炭素政策課長の竹中でございます。

脱炭素政策課関係の案件につきまして、概要を御説明いたします。

予算説明書「出」の10頁を御覧ください。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第12目 環境生活総務費で、976万3千円をお願いしております。

これは、環境生活行政を総合的に推進するために要する経費です。

次に、「出」の47頁を御覧ください。

第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 第5目 環境衛生研究センター費で、5億2,565万9千円をお願いしております。

このうち、主なものにつきましては、

「6 環境衛生研究センター再整備」2億2,756万1千円で、旧施設の解体・撤去に要する経費です。

次に、「出」の55頁を御覧ください。

第5項 環境対策費 第2目 環境対策費で、11億3,071万7千円のうち、当課分は、5億8,553万4千円をお願いしております。

このうち、主なものにつきましては、

「4 脱炭素化推進」5億5,639万7千円で、本県の脱炭素化をさらに推進するため、市町村が実施する住民向けの太陽光発電設備・蓄電池等の導入補助事業への支援を行うとともに、若年層への啓発を強化するため、仮想空間を活用した新たなツール作成や環境に配慮した製品へのポイント制度など県民の脱炭素に対する意識の高揚に取り組んでまいります。

以上で脱炭素政策課関係の説明を終わります。
御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(自然環境課長説明)

自然環境課長の松尾でございます。

自然環境課関係の案件につきまして、概要を御説明いたします。

予算説明書「出」の28頁を御覧ください。

第2款 総務費 第11項 自然保護費 第1目 自然保護費で
1億5,702万円をお願いしております。

このうち主なものについて、御説明いたします。

「2 鳥獣保護」2,251万1千円は、
第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく鳥獣保護区の指定や、
鳥獣生息状況の調査等に要する経費です。

「4 自然公園等施設整備」1,900万9千円は、
国立公園内における県有施設の改修整備に要する経費です。

「5 外来生物対策」2,548万9千円は、
クビアカツヤカミキリなどの外来生物の防除等に要する経費です。

「7 ツキノワグマ対策」930万5千円は、
県民の安心・安全を確保するため、ツキノワグマが人の生活圏に出
没した際に市町村が実施する緊急銃猟や資機材の購入等への支援並
びに、クマの捕獲に携わった経験者を講師とした猟友会等関係者向
け研修会の開催に要する経費です。

以上で、自然環境課関係の説明を終わります。

御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(循環型社会推進課長説明)

循環型社会推進課長の安井でございます。

循環型社会推進課関係の案件につきまして、概要を御説明いたします。

予算説明書「出」の55頁を御覧ください。

第4款 衛生費 第5項 環境対策費 第2目 環境対策費で、
11億3,071万7千円のうち、
当課分は、1億1,574万2千円をお願いしております。

このうち主なものについて、御説明いたします。

「出」の55頁、「1 総合調整」1,332万5千円は、
災害廃棄物処理の適正かつ迅速な処理を図るための実地訓練及び
図上演習等に要する経費です。

「出」の56頁、「9 プラスチックごみ対策」3,447万1千円は、
環境監視員9人分の人件費及びごみの散乱防止に資する教育・啓発のほか、
プラスチックごみ削減の推進に要する経費です。

「11 ごみ処理の「長期広域化・集約化計画」策定」
593万2千円は、廃棄物の持続可能な適正処理体制の構築を図る
ため、令和8年度から9年度にかけて、市町村の意見も踏まえつつ、
原則として2050（令和32）年度までを計画期間とする
「長期広域化・集約化計画」の策定に要する経費です。

以上で循環型社会推進課関係の説明を終わります。
御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(環境管理課長説明)

環境管理課長の石井でございます。

環境管理課関係の案件につきまして、概要を御説明いたします。

予算説明書「出」の55頁を御覧ください。

第4款 衛生費 第5項 環境対策費 第2目 環境対策費で、
11億3,071万7千円のうち、
当課分は、1億6,631万円をお願いしております。

このうち、主なものについて、御説明いたします。

「出」の56頁、「4 水質汚濁防止対策」の3,493万1千円は、公共用水域等の常時監視及び工場・事業場の立入検査等に要する経費です。

「7 大気汚染常時監視テレメーター装置運営」の4,959万円は、大気汚染常時監視測定機器の維持管理に要する経費です。

以上で、環境管理課の説明を終わります。

御審議の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

(県民生活課長説明)

県民生活課長の笠松でございます。

県民生活課関係の案件につきまして、概要を御説明いたします。

予算説明書「出」の10頁を御覧ください。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第11目 県民相談費で1,188万7千円をお願いしております。これは、県民相談、交通事故相談に要する経費です。

次に、「出」の14頁を御覧ください。

第2項 企画費 第5目 県民生活対策費で、1億3,171万7千円をお願いしております。

このうち、主なものについて御説明いたします。

「2 交通安全推進」2,165万3千円は、交通安全を推進するための各種広報啓発活動に要する経費です。

「5 消費者安全サポート」5,583万1千円は、県内の消費者行政の推進を図るため、消費生活相談窓口の体制整備や相談員の養成、SNSを活用した啓発等に要する経費です。

「7 犯罪被害者支援」1,049万6千円は、犯罪被害者やそのご家族等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことを支援するため、そのニーズを一元的に把握するコーディネーターを配置し、途切れなく支援を提供する「多機関ワンストップサービス体制」の構築等に要する経費です。

次に、第6目 消費生活センター費で5, 277万2千円を
お願いしております。

これは、消費生活センターにおける消費生活相談や教育・啓発等
に要する経費です。

以上で県民生活課関係の説明を終わります。

御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

(生活衛生課長説明)

生活衛生課長の岡本でございます。

生活衛生課関係の案件につきまして、概要を御説明いたします。

予算説明書「出」の48頁を御覧ください。

第4款 衛生費 第2項 環境衛生費 第2目 食品衛生指導費で、
3,948万7千円をお願いしております。

このうち、主なものについては、

「2 食品衛生指導」3,278万7千円で、
食品衛生の向上を図るため、食品関連施設の監視指導及び
食品等の検査に要する経費です。

次に、第3目 環境衛生指導費で、4,376万8千円をお願い
しております。

このうち、主なものについては、

「4 DX技術活用水道管広域漏水調査」715万円で、
広域連携及び基盤強化を推進するため、市町村域を越えて共同で実
施する人工衛星やAI等のデジタル技術を活用した調査業務の助成
に要する経費です。

次に「出」の49頁を御覧ください。

第4目 動物衛生指導費で、1億6,183万8千円をお願いしております。

このうち、主なものについて御説明いたします。

「2 動物愛護センター・鳥獣保護センター運営」1億3,409万9千円は、動物愛護の普及啓発等の拠点であるセンターの管理運営及び施設機能の充実に要する経費です。

「3 不幸な猫をなくすプロジェクト」2,087万8千円は、地域猫の不妊去勢手術等に要する経費です。

以上で、生活衛生課関係の説明を終わります。

御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。